

1 距離制運賃

運賃表

距離	運賃	(回送費用)
10kmまで	1 km当たりの単価 160円	1,600円
20kmまで	〃	3,200円
30kmまで	〃	4,800円
40kmまで	〃	6,400円
50kmまで	〃	8,000円
60kmまで	1 km当たりの単価 130円	9,300円
70kmまで	〃	10,600円
80kmまで	〃	11,900円
90kmまで	〃	13,200円
100kmまで	〃	14,500円

当社から集荷地まで、配送地から当社までの回送費用として、10kmまでごとに200円を加算する。ただし、集配地が、寝屋市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市内の場合は不要です。

(1) 60kmを超え100kmまでの運賃は、5 kmまでごとに計算する。
 (2) 100kmを超える運賃は、1 kmまで増すごとに100円を加算する。
 (3) 距離制運賃は、集荷地から配送地までの距離とする。

2 時間制運賃

- (1) 4時間未満 7,200円 (休日 8,600円)
- (2) 4時間以上8時間まで 14,400円 (休日17,200円)
以降、休憩時間を除き、30分までごとに800円を加算する。
- (3) 時間制運賃は荷受け開始から配送地引き渡しまでの時間とする。
- (4) 運賃のほか、距離制に準じて、回送費用を加算する。

3 諸料金

- (1) 待機時間料
待機時間は30分までごとに800円とする。
- (2) 積込料又は取卸料
貨物の積込み又は取卸し時間15分までごとに400円とする。
- (3) 附帯業務料
荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他付帯業務に伴う費用は実費として収受します。

4 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン機器・電子計算機等精密機器 (1個の価格が200万円以内は要相談) 2. 宮神輿・仏壇・新仏像 3. オルガン	荷受け不可 ※荷受けする場合は2割以上
特殊物件	1. 生きた動物・鮮魚介類	荷受け不可
	2. 汚わい品 (低木の鉢植えは要相談：2割以上加算)	荷受け不可
	3. 貴重品・高価品等 (易損品1に準ずる。)	荷受け不可

(2) 特大品割増

1個の長さが1,820mm以上2,500mm以内のもの	3割以上の臨時の 約束による
1個の容積が1立方メートル以上のもの	
1個の重さが20kg以上のもの ※ただし積込み及び取卸しの作業等補助者がいる場合は要相談	荷受け不可 ※荷受けする場合は2割以上

(3) 休日割増 (日曜、祝祭日、12月28日から翌年1月4日まで)

割増期間に運送した距離に対する運賃	2割
-------------------	----

(4) 深夜早朝割増 (午後10時00分から翌日5時まで)

割増適用時間に運送した距離に対する運賃	3割
---------------------	----

5 運賃料金の適用方法

- (1) 運賃は積荷の個数に関係なく、1車1回の料金とする。
- (2) 運賃は運賃料金に掲げてある金額またはこれに割増料金を乗じた金額を運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。
- (3) 運賃は1車1回ごとに計算し、当該運賃料金に端数があるときは、100円単位に調整するため、端数99円以下は切り捨てる。
- (4) 貨物の長さ、重量または容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。
- (5) 運賃距離は1車1回ごとの実キロ程によるものとし経路が2途以上あるときはその最短となるキロ程により計算する。ただし、荷主が経路を指定したときはその経路によるキロ程とする。
- (6) 休日割増及びそれにまたがる運送についての計算式 (加算額)
休日割増等に運送した距離に対する運賃×0.2
- (7) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送についての計算式 (加算額)
深夜早朝割増適用時間に運送した運送時間に対する運賃×0.3
- (8) 運賃のほか、高速自動車道路・有料道路の利用料、駐車料金、フェリー料金、燃料サーチャージャーその他必要な経費を別途請求する。
- (9) 積荷の個数その他情状のあるときは、運賃及び割増率を調整することができる。
- (10) 所定の計算により算出した運賃に、消費税を加算して請求する。